

風力発電設備に関する他自治体の対策

参考資料7

都道府県・市町村名	条例・ガイドラインの区分	対象規模	騒音基準
静岡県	ガイドライン	10,000kW以上	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係る環境基準 ・環境基準が設定されていない地域はB類型。B類型の基準値超過の場合、3dB以上増加しないこと
横浜市	条例	指定外事業所	工場等の規制基準
浜松市	ガイドライン	100 kW以上	騒音に係る環境基準
高崎市	条例	風力発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法規制基準 ・条例に基づく規制基準 施設から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合していること
豊橋市	ガイドライン	1基あたりの定格出力100 kW以上	騒音に係る環境基準を超えないこと
稚内市	ガイドライン	売電目的で100kWを超えるもの(稚内空港制限表面下39 m以上)	【2 km以内に民家が存在】 <ul style="list-style-type: none"> ・建設前の状況と変化なし ・騒音に係る環境基準値以内(居住専用地域は昼間50 dB 以下、夜間40dB 以下)
根室市	指導要綱	風力発電施設及びその付帯施設(規模要件なし)	建設時: 特定建設作業規制基準等 供用時: 騒音に係る環境基準
にかほ市	ガイドライン	100 kW以上	騒音に係る環境基準値を、最寄りの住宅等において超えないこと
酒田市	ガイドライン	100 kWを超えるもの	騒音に係る環境基準値内(昼間55dB、夜間45dB)
白山市	ガイドライン	200 kW以上	騒音に係る環境基準のB類型、文教施設等はAA類型
新城市	ガイドライン	1基あたりの定格出力100 kW以上	騒音に係る環境基準(最寄りの住居)
田原市	ガイドライン	100 kW以上	騒音に係る環境基準
【参考】兵庫県	条例	出力20kW以上	工場・事業場に対する規制基準を適用